

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めることについて

下記事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和 2 年 3 月 3 1 日専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

記

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区介護保険条例（平成 1 2 年板橋区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「令和元年度（平成 3 1 年度）及び令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「2 万 6, 7 0 0 円」を「2 万 1, 3 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度（平成 3 1 年度）及び令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「4 万 9 0 0 円」を「3 万 2, 0 0 0 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度（平成 3 1 年度）及び令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「5 万 1, 6 0 0 円」を「4 万 9, 8 0 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区介護保険条例第 1 1 条第 2 項から第 4 項までの規定は、令和 2 年度分以降の保険料について適用し、令和元年度（平成 3 1 年度）分以前の保険料については、なお従前の例による。

（説明）

介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率を改定する必要がある。